

(財)全日本空手道連盟

NPO法人日本武道空手協会(JBKA)組手競技規定 (2005.5.5)

序 文 この組手競技規定は空手をグローバルな国際スポーツとする全空連 (JKF/WKF) ルールブックを原則とし、且つNPO (公益市民活動) として安全等を重視し、JBKA としてスポーツ競技の中に活きる武道性を尊重したる競技規定である。

(競技法)

第1条 この競技法は 空手の源である「素手・素足」を基本とし、且つ空手競技の妨げにならない 薄手布製のサポーターを正しく着用して競技する。

2. この競技法は 日本武道競技伝統の「一本勝負」を不易の武道競技法としてその理念を踏襲しつつ、且つ有効技を「ポイント (点数)」として見做し、各有効技を三段階のポイントに設定して競技する武道とスポーツを融合させた競技法であり、国際基準として「8点差勝負」で行う。

但し、応用として安全等を考慮し「8点先取勝負」又は「5点差勝負」として競技することとは許容する。

3. この競技法では 武道の礼節を以て充分に制御 (コントロール) された当身技 (突、打、蹴) で、定められた部位 (上段部、中段部) を互いに攻撃し、その有効性 (ポイント) を競って勝敗を決する。

但し、安全を重視して専用の空手道安全具を指定着用して競技する。

4. この競技法においては 適正な「間合」で 正確に「極め」 瞬時に「残心」を取ることとする。但し、「極め」は判定の明確性と共に安全と武道精神を最大限に尊重したる『接触』を原則とする。

尚、転倒者へはより安全を重視して接触する寸前で当身技を「非接触」にて正しく止め極めることとする。

5. この競技法による競技会では その都度競技委員会を組織して 申し合わせ条項等その他 詳細を決定する。

(競技時間)

第2条 競技時間は日本空手道競技伝統の2分間を基準とし、延長・再延長は各1分間とする。

(競技様式)

第3条 競技様式は 高位と慶事と礼節を象徴する日本武道競技伝統の紅白試合を基本とし、且つ 応用として赤・青色等の国際スポーツ色を許容する。

(競技用安全具の使用)

第4条 競技用安全具は、JBKA検定の素手接触対応タイプ空手道安全具 Kプロテクター面と WKF公認ボディプロテクターの使用を基本とする。

尚、カップ付金的サポーターは男子選手全員の着用を義務とする。(女子はアンダーガード) (攻撃の部位)

第5条 攻撃有効部位は安全を重視して次のごとく定める。

- 1. 上段部 (ボリカーシールド面部全体)
- 2. 中段部 (胸部正面、腹部正面と左右側面、後背面)

(禁止事項)

第6条 競技における禁止事項は次のごとく定め、違反者は「反則負け」とする。

但し、軽微な違反に対しては「反則注意」又は「警告」として失点にとどめ、「反則注意」は2点を、「警告」は1点を相手方に加算することとする。「(忠告)」は指導アドバイザーとする) 技並びに動作に関しては各号を禁止する。

- ①正しく制御されていない暴力的な盲打ち及び残身のともなわない当身技 (ノンコントロール)
- ②前5条の攻撃有効部位以外への直接的攻撃 但し、下肢への足捌き、崩し技、足払い等は認められる
- ③転倒者 (下段) への接触
- ④安全具及び道衣を掴んだ組み合い 但し、下段極めへの連携としての立ち投げ時における瞬間的に道衣を掴むことは許される
- ⑤相手の目前でうつ向く行為動作、並びに無防備
- ⑥体当たり技
- ⑦関節技、及び関節蹴り
- ⑧場 外 (1回ごとに警告)
- ⑨場内を逃げ回るような行為
- ⑩残り時間30秒前で勝ち逃げを図る行為
- ⑪競技に関連しない時間の浪費 (戦意喪失)
- ⑫気合以外の人格を無視するような言動

(有効技の適正基準)

第7条 有効技の適正は下記を基準とする。

- a) 残身を有する正しい姿勢と目付
- b) 武道家らしい礼節ある態度
- c) 気合と極めと残深 (引き戻しにより間合いに深さを残す) f) 正確な間合
- d) 残心 (技の中に心を残す)
- e) 適切な呼吸と見切り
- f) 正確な間合

(有効技の判定基準)

第8条 有効技の判定基準は、前5条に明示された部位に前7条の基準において適正な「突」「打」「蹴」を充分制御 (コントロール) して正確に極め、残心を取ったときとし、各有効技をそれぞれ得点 (ポイント) としてみなし、その点数を得点板に掲示するものとする。

2. 「3ポイント」は下記の有効技に与えられる。(主審は腕を斜め上に伸ばす)

- a) 上段蹴り b) 下段極め (転倒制圧してからの手技・足技)
- 3. 「2ポイント」は下記の有効技に与えられる。(主審は腕を水平に伸ばす)
- a) 中段蹴り c) 連突き (正確な極めのある複合の手技)
- b) 背面突き d) 崩し撃ち (バランスを崩してからの手技)
- 4. 「1ポイント」は下記の有効技に与えられる。(主審は腕を斜め下に伸ばす)
- a) 中段突き・打ち (※背面突きを除く) b) 上段突き・打ち

※ 有効技は原則として気拳体が一致した『先 (後の先を含む) の正確な極め有る技』を取るものとする。

※ 攻撃が適正な有効技 (接触) であつたにもかかわらず相手が一時的にも反撃不能状態に陥つたとき、又は相手が転倒してしまつた場合は安全を深く考慮して第10条①項の「勝ち」に準じることとする。

(優秀の判定基準)

第9条 優秀の判定基準は次のごとく定める。

- ① 有効技に近いとする技の有無
- ② 技術の巧拙
- ③ 戦術の優秀
- ④ 攻撃、手数、数の多少
- ⑤ 気力、戦意の強弱
- ⑥ 忠告等の有無

(組手競技における勝敗の判定基準)

第10条 組手競技における勝敗の判定基準は、次のごとく定める。

- ①「8点差」が生じたときは制限時間にかかわらず、多得点者の「勝ち」とする。
- ② 制限時間内に「8点差」が生じなかった場合は「点差」により多得点者の勝ちとする。
- ③ 制限時間終了時に「同点」であつた場合は延長戦並びに再延長戦をそれぞれ1分間行い、「得点」先取者を勝ちとする。
- ④ 再延長戦でも勝敗が決しない場合は前9条の「優秀の判定基準」に基づき、判定により勝敗を決める。

(異議の申し立て)

第11条 競技者は審判員の宣告に対して、異議の申し立てはできない。